中小企業の位置付けと経営課題

田

石

徹

ただ今御紹介いただきました、日本商工会議

東京商工会議所で専務理事を務めております

石田でございます。

今年は明治一五〇年に当たりますが、渋沢栄一

が最初の商工会議所を日本で立ち上げたのが明治

(設立の経緯

券取引所の前身の東京株式取引所が立ち上がった一一年で、それから一四○年が経ちます。東京証

ています。いずれも渋沢栄一の強い推進力によっのも同じ明治一一年で、今年で一四〇年目と伺っ

ども商工会議所の間には何か御縁があるように感

て実現したものであり、その意味で、

証券界と私

こ、「一つなりです。

、商工会議所とは

本題に入ります前に、商工会議所についてお話

まず、商工会議所が設立された経緯について申をさせていただきます。

し上げます。明治政府は、

幕末に結ばれた欧

米と

を進めていました。その過程で、イギリスのパーの不平等条約を是正するため、欧米諸国との交渉

いと言うが、日本に世論と言えるようなものがあるのか、民間の意見を集約する機関がないではな大隈重信が渋沢栄一と相談し、欧米に倣って商工大隈重信が渋沢栄一と相談し、欧米に倣って商工会議所(チェンバー・オブ・コマース)を作ろう会議所(チェンバー・オブ・コマース)を作ろうではないかということになりました。

クス公使から、

不平等条約は日本の世論が許さな

に、全国で三○余りの商工会議所が立ち上がって、全国で三○余りの商工会議所が設立されました。大阪商工会議所は、NHLがりました。同年には、大阪と神戸でも商工会上がりました。同年には、大阪と神戸でも商工会上がりました。同年には、大阪と神戸でも商工会上がりました。同年に東京商工会議所が立ち上がって

(現状)

います。

全国の主要な都市にはほとんど商工会議所があ

ます。

全国の企業数は三八二万社と言われており

企業を有する大きな会議所から、会員数が二〇〇います。その中には、東商のように約八万の会員り、今日現在、商工会議所の数は五一五となって

地域のさまざまな規模、業種の企業を会員とするい団体が含まれています。それぞれの会議所は、○程度の地方都市の小さな会議所まで非常に幅広

する、アンブレラ団体とも言うべき組織です。日日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員と自主自律の経済団体です。

す。現在の三村明夫会頭は、東商では第二一代会頭が日商会頭に選任されるのが慣例になっていま三代会頭が日商の初代会頭に就任した後、東商会三代会頭が日商のお代会頭に就任した後、東商の第

日商傘下の会議所の会員数は一二五万社に上り頭、日商では第一九代会頭に当たります。

のネットワークを持っています。このことが、日で、各地域に根差した幅広い規模、業種の企業ととになります。一二五万社の九五%は中小企業ますので、そのおよそ三分の一を組織しているこ

ていると言えようかと思います。

商

の政策提言や事業展開における力の源泉になっ

(海外の商工会議所)

遠征に伴って、欧州全域に商工会議所が普及したスに設立されました。その後、ナポレオンの大陸ランスのマルセイユで、商人のギルド組織をベーランスのマルセイユで、商人のギルド組織をベー

という経緯があります。

で、このため独仏系の国では組織率は一〇〇%と議所への加入を義務づけています。今でも同様つの流れがあります。独仏系では、国が企業に会商工会議所のあり方には、独仏系と英米系の二

民間団体ではありますが、準政府機関的な役割をなっています。これらの国では、商工会議所は、

担わされています。

しています。日本の商工会議所は英米系に属められています。日本の商工会議所は英米系に属の関係で、商工会議所には一定の範囲で特権が認められていることとが、国から公共的な役割を求められていることと

(国際団体)

会議所 は、一〇〇ヶ国以上の国の企業や商工会議 加し、会員数が六〇〇万に上る大きな組織です。 ブ・コマース (ICC)) があります。 商工会議所の国際団体として、 (インターナショナル • チェ パ 、リに国 ン Ι 際商] C オ 業

ルール作りなどが行われています。

ICCが中心になって、

商事仲裁や国際商取引の

す。

ド・チェンバーズ・フェデレーション(WCF))ICCの中に、世界商工会議所連合(ワール

余りの商工会議所のネットワークを作っていまが置かれています。これが全世界の一万二〇〇〇

ド・チェンバーズ・コングレスを開催しています。WCFは、二年に一度、世界各地でワール

や影響について話をしたり、EUの関係で移民問リスの商工会議所の代表がブレグジットの見通しド・チェンバーズ・コングレスでは、例えばイギー

なっています。るなど、非常に有益な意見交換・情報交換の場にプ大統領の保護主義的な政策に議論が及んだりす

題について意見交換をしたり、

最近では

トラン

きました。

一、渋沢栄一について

(渋沢栄一と商工会議所)

きます。彼は、東京商工会議所を創立して初代

ここで、渋沢栄一についてお話をさせていただ

会頭に就任しました。その後、三〇年近く会頭を

務め、東商はもちろんとして、全国の商工会議所

今日までの商工会議所活動の精神的支柱となっての活動の基礎を作りました。その意味で、彼は、

4

(青年期の人間形成)

に関与し、「日本資本主義の父」と言われていま渋沢栄一は、生涯で五○○もの企業の立ち上げ

彼は、一八四〇年に埼玉の深谷に生まれ、一九

す。

で、藍玉の製造販売と養蚕を兼営していました。三一年に九一歳で亡くなりました。彼の家は豪農

彼自身も、藍玉を売り歩く他、藍葉の仕入れにも

崎城の乗っ取りや横浜の焼き討ちを計画したこと携わりました。長じて尊皇攘夷思想にかぶれ、高

もありました。計画を断念した後、幕末には、幕

投じました。 らは、五年余り大蔵官僚を務めた後、民間に身を 臣として一橋慶喜に仕えました。明治になってか

ことは、希有なことではないかと思います。になります。時代背景はあるにせよ、このようなこの間、彼は、士農工商の全てを体験したこと

弟の徳川昭武を団長とする幕府使節団に随行して彼は、一八六七年のパリ万博の際、一橋慶喜の

状況を見聞きし、国の力を上げるためには商人のヨーロッパ各国を訪問してすぐれた産業や軍備の

年余りをパ

リで過ごしました。

パ

IJ

滞

在

中

が、それではいけないという思いを持って日本にでは、商人は最も低い地位に置かれていました力が重要であることを実感しました。当時、日本

(明治以後の活躍)

帰ってきたわけです。

国後、一八六九年に二九歳で大蔵官僚になりました明治時代に入ってからのことでした。彼は、帰しれ明治時代に入ってからのことでした。彼は、帰し

渋沢栄一が日本に戻ったのは、大政奉還が行

わ

た。退官するまでの間、

彼は、

度量衡の制定、

玉

が重要であるとの強い思いがあったためと言われ制定を急いだのは、民の力を強めるためには金融いて大きな役割を果たしました。国立銀行条例の立銀行条例の制定など、明治初期の制度作りにお

ています。

銀行の頭取になりました。その後、三八歳のとき彼は、大蔵省を退官した後、三五歳で第一国立

渋沢は、

第一国立銀行の他にも、王子製紙、

東

至ったものです。同じ年に、彼が頭取を務める第登起人となって熱心に取り組んだことで実現にて反対する意見も強かったようですが、渋沢が立に反対する意見も強かったようですが、渋沢が武別所の設立にも関わりました。当時、株式売

一国立銀行の株式が上場されています。至ったものです。同じ年に、彼が頭取を務める第

思います。

る大企業になっています。まさに驚嘆に値する活れらは今や百数十年の歴史を重ね、日本を代表すど、数多くの企業の立ち上げに関わりました。こ京海上、東京ガス、日本郵船、キリンビールな

(論語と算盤)

躍と言わざるをえません。

たり、また、現在、新ビルの建築に取り組んでい東京商工会議所は、今年が創立一四〇周年に当

ある向きは、足を運んでいただければありがたく業のパネル展示なども予定しています。御関心のす。その中で、渋沢栄一が立ち上げに関わった企記念してさまざまな事業を行うことを考えていまます。今秋には、新ビル竣工と創立一四○周年を

徳・経済合一説を唱えました。「仁義道徳と生産渋沢栄一は、有名な『論語と算盤』を著し、道

方は、今日に至るまで、商工会議所の精神的支柱にも心を用いなければならない」という彼の考えずからの利益の追求にあるとしても、同時に公益がからの利益の追求にあるとしても、同時に公益がらないと国は成り立たない。企業の目的はみ殖利とは元来ともに進むべきもの。強い民間経済

であると同時に、活動の基礎となっています。

三、中小企業の位置付け

(わが国における中小企業の役割

せていただきます。中小企業の位置付けと経営課題についてお話をさい下では、お配りしている資料に沿いまして、

場合は、五〇〇〇万円以下又は一〇〇人以下、小戦によって定義されています。具体的には、製造数によって定義されています。具体的には、製造数によって定義されています。具体的には、製造数によって定義されています。具体的には、製造

売業の場合は、五〇〇〇万円以下又は五〇人以下

の企業を指しています。

なお、

中小企業の

中で

が支えていることがわかります。

の場合、二〇人、商業又はサービス業の場合、

常時使用する従業員の数が一定規模

(製造業

Ŧi.

全国の企業三八二万社のうち九九・七%は中小す。

以下の事業者は、

小規模事業者とされていま

企業であり、企業数ではほとんどが中小企業とい

り、全国企業の五四・五%を占めています。ま中小企業の生み出す付加価値は、図表1のとお

財政や社会保障の財源のかなりの部分を中小企業 が約四割を占めています。 た、 小企業の負担が約四割を占めています。 する社会保険料についても、 ら発生する所得税は、図表3のとおり、中小企業 とおり、 中小企業が抱えている雇用者数は、 約七割に上っています。 同様に、事業主が拠出 図表4のとおり、 さらに、 わが 図表2の 給与か 玉 中

7

(大企業と中小企業の生産性格差)

重構造論です。その後、高度成長が進む中で、こな格差があることが注目されました。いわゆる二なや小零細企業の間で、生産性や賃金などに大きな中小零細企業の間では、近代的な大企業と前近代的

ますが、実は今でもかなりの格差があるのが実情うした二重構造は徐々に解消されてきたと言われ

生産性は大企業の二分の一以下にとどまってお業で比較したものです。上の右肩上がりの二本の線が資本金一○億円以上の大企業、下をはっているのが資本金一○○○万円から一億円未満の中小企業を表しています。ここから、中小企業の労働企業を表しています。ここから、中小企業の労働

れらの分野の生産性の向上が、わが国全体にとっサービス業の生産性が低いと言われています。こと、日本では、特に卸売業、小売業、運輸などのと、日本では、特に卸売業、小売業、運輸などの図表を離れて、業種別の生産性に着目します

(中小企業の多様性)

ても大きな課題になっています。

分布を表しています。これは、生産性が大企業を図表6は、大企業の生産性を超える中小企業の

上回る中小企業が少なくないことを意味してお

金三〇〇〇万円未満の会社が除かれています。お、ここでは、従業員五〇人未満、あるいは資本り、中小企業の多様性を示すものと言えます。な

八九九万円となっています。生産性がこれを上回は、製造業の場合一一七一万円、非製造業の場合県体的に申しますと、大企業の平均労働生産性

る中小企業は、製造業で約一割、

非製造業で約三

げる上で大きな鍵を握っていると言えます。

ŋ

その引き上げが、

日本経済の生産性を引き上

は、 割存在しています。 ITの活用や設備投資に積極的であるという なお、こうした中小企業に

共通項があると言われています。

(大企業と中小企業の格差は拡大)

的に、 ますと、アベノミクスが始まる前の二〇一二年一 業は四・二%への上昇にとどまっています。 と、大企業が八・○%まで上昇する一方、中小企 た。直近の二〇一七年一〇—一二月期を見ます が三・一%で、その差は一・九%となっていまし 〇―一二月期には、大企業が五・〇%、 大企業と中小企業の売上高経常利益率に着目し 両者の差は三・八%まで広がってしまいま 中小企業 結果

> 小企業は決して余裕のある財務状況にはないと言 えないことから、 す。人手不足が深刻化し、賃金を引き上げざるを 高止まりしている状況です。大企業と異なり、 わざるをえません。 中小企業の労働分配率はかなり 中

四、深刻化する人手不足

(中小企業の人手不足は深刻化

中小企業の直面する経営課題の中で、今、最も

から順に、二〇一六年度から一八年度までの 中小企業における人手不足の状況について、 深刻なのは人手不足です。図表8の円グラフは、 調査 内側

の結果を表したものです。

が六○・六%、一八年度が六六・七%で、 の割合は、二〇一六年度が五五・六%、 これによりますと、「不足している」との 一七年度 毎年、 回

図表7で、大企業と中小企業における労働分配

に対し、

になるのは当然のこととも言えます。

深刻化していくだろうと言われています。
五%ポイントずつ増えてきており、今後ますます

昨年四月に公表された人口問題研究所の人口推計によりますと、一五歳から六四歳までのいわゆうによりますと、一五歳から六四歳までのいわゆいます。生産年齢人口は、二○一五年から二○二五年までの一○年間で約五六○万人減少すると予測されています。生産年齢人口が、平均して毎年五六万人がつ減っていくわけですから、人手不足が深刻という。

他方、年間約一%の経済成長を持続するためには、毎年約五○万人の新しい労働力が必要になるは、毎年約五○万人の新しい労働力が必要になるという試算も行われています。この点を踏まえまという試算も行われています。

外労働の増加や休暇取得の減少」などの回答が多上維持・売上増への対応が困難」「従業員の時間

く寄せられています。

(計画どおりの採用が困難な中小企業

に比べ正社員を増やす予定の中小企業が五○・です。これによりますと、二○一七年度は、前年社員の採用予定人数を聞いた結果を整理したもの図表9は、中小企業に対して、正社員と非正規

○%で、前年同期比四%ポイントほど増えていま

非正規社員を増やす予定の中小企業が五

す。

Ļ

六%で、

前年

·同期比横ばいとなっている

のに対

八

業が三六・五%であったことがわかります。募集中小企業が六三・五%で、募集しなかった中小企図表10から、二〇一六年度に人員募集を行った

しなかった中小企業の中で、募集しても応募がな

対し、

具体的な影響の内容を聞いたところ、「売

始めています。

人手不足の影響が出ている企業に

・企業の経営には、人手不足による影響が出

実情です。

かなり増えているように感じています。いだろうと考えて、募集自体を断念したところが

中小企業に対して採用計画の充足状況を聞いて中小企業に対して採用計画の充足状況を聞いてかなかますと、図表11のとおり、計画どおりの人数をでは、大企業と異なり、中小企業では通年採用を行っているところが多いわけですが、それでもなかなか計画どおりの人数は確保できていないのが

ようなところからも見てとることができるのではています。中小企業の人手不足の深刻さは、このが三五・六%(賃上げ実施企業の約六割)に上っが三五・六%(賃上が実施企業の約六割)に上っけるいができるからも見てとることができるのでは

(働き方改革について)

現在、

ないかと思います。

係委員会で議論した結果、働き方改革は、人材のています。この法案に関しては、日商としても関

れない課題であると受け止め、基本的な方向性に確保・定着のため、中小企業にとっても避けて通

ついて賛同しています。

b

つとも、

実施に当たっては、

時間外労働

の違

く指導・アドバイスしてほしいとか、時間外労働反があっても直罰をかけるのではなく、きめ細か

(中小企業の賃上げの状況)

割)ある一方、業績の改善は見られないが、従業ますと、図表12のとおり、五九・六%の中小企業が賃上げを行っています。もっとも、その中には、業績が改善しているため賃上げを実施したという企業がでいる。

国会において働き方改革法案が審議され

とと図ってましいなど、さまざまな主女をつけてトアップ分を価格転嫁できるよう取引価格の適正策を講じてほしいとか、大企業との関係で、コス規制の導入に伴って生じる賃金上昇に対して支援

い…」。 化を図ってほしいなど、さまざまな注文をつけて

といった声が挙がっています。したがいまして、を義務化するという内容が含まれています。これに関し、中小企業からは、中身がよくわからない時で、中小企業からは、中身がよくわからない。

しいなどの要望を出しています。この点に関し、合が黒なのか、ガイドラインをしっかり示してほしいとか、どのような場合が白で、どのような場

これについても、しっかりした手順書を作ってほ

申し入れを行っています。中小企業の場合、労務は、もっとグレーゾーンを少なくしてほしいとの政府から示されているガイドライン案に対して

れることになると、大きな混乱が起きると考えて足しておりますので、白黒の判断が現場に委ねら管理の専門家がいない場合もあり、ノウハウも不

いるためです。

なお、働き方改革法は、

中小企業に関しては、

ます。これは、日商から、施行までの準備期間を大企業より一年遅れて施行されることになってい

していただいた結果であると受け止めています。

長くとってほしいという要望を出したことに配慮

五、多様な人材の活用

(女性の労働参画

外国人材など、多様な人材の活用が大きな課題に人手不足対策に対応するため、女性、高齢者、

まず、女性の労働参画です。図表13を見ます

なっています。

ブが見られなくなってきました。

が多く存在することは否定できません。

図表

14 0 就業を希望していても働けない女性

円グラフで、就業意欲はあるが就業できてい

ない

カーブの底が深くなっていました。しかし、近 めに労働市場から外れる人が多く、 たものが、二〇一七年には七四・四%となり、三 ○年間で一六・六%ポイント上昇しています。従 女性の就業率は、 この年齢層の女性の間では、 この底が上がってきており、 四四歳までのいわゆる子育て世代の 九八七年に五七・八%であ 明確なM字カー 出産や育児のた r J わゆるM字

と、二五歳

す。 女性の就業が増えますと、待機児童が増えて、

応が遅れていると言わざるをえないように思いま

は、 保育所へのニーズが高まることになります。 女性就業率を二〇二〇年に八〇%にするとの 政府

万人分の児童の受け皿を作る必要があるとされて 目標を掲げています。試算では、そのために三二

に、女性の活躍のために待機児童解消に向けた政 えてしまうようです。 ました。 府の取り組みを加速してほしいとの意見書を出 を少し変えるだけで、不足分が数十万人単位で増 います。 ある種、イタチごっこのようなところも しかし、 民間機関の別の試算では、 日商としても、今年の三月 前提

ありますが、政府には、しっかりとした取り組み

日本では、欧米と比べ、この点への対

産・育児のため」を挙げる女性が非常に多くなっ

二五歳から四四歳までの女性の中では、

出

れらの方々に就業できていない理由を聞きます 女性が二三一万人いることが示されています。こ

ています。

13

(高齢者の活用

六九歳の者が四五○万人、七○歳以上の者が三三八%となっています。内訳を見ますと、六五歳~年々上昇しており、平成二八年時点では一一・労働力人口総数に占める六五歳以上の割合は

六万人となっています。

働きたいとの希望を持っていることがわかりまおり、「働けるうちはいつまでも」という回答がいまで」「七五歳くらいまで」「八○歳くらいまで」を加えますと、約八割の人が七○歳くらいまで」を加えますと、約八割の人が七○歳くらいまではかるますと、図表15のと

頃、労

労働移動の円滑化のため、

以前、大企業で盛んにリストラが行わ

れ

安定センターを設置しました。今、このセンター

もっとも、高齢者の場合、体力や集中力に問題のを得ない状況と言った方がよいかもしれません。を積極的に活用しています。むしろ、活用せざる

す。

多くの中小企業は、

現に、

定年を超えた高齢者

ばよいかなど、いろいろな事例集を作るなどの支の点を考慮して、どのように職場環境を整備すれこともあります。このため、商工会議所では、こあるケースもあり、それが事故やけがにつながる

定年退職した人材を活用したいとのニーズがあり高齢者の活用に関し、中小企業では、大企業を援を行っています。

題はありますが、必要な研修を行うことも含め、企業の間のマッチングを始めています。大企業のと東商が提携して、大企業を退職した人材と中小と東商が提携して、大企業を退職した人材と中小

うとしているところです。 大企業から中小企業への円滑な人材の流れを作ろ

経団連が産業雇用

図

.表17は、外国人労働者一二八万人の在留資格

外国人材の活用

す。人手不足が深刻化する中で、外国人材に対す 者に対するアンケート調査で、 る期待や関心が非常に高まっています。 外国 人材の活用が大きな課題になっていま 四割の企業から、 中小企業

いる」という回答が返ってきています。 - 既に外国人材を使っている」 「使うことを考えて

が日本で就労しているという状況です。 がりで増えてきており、今や一二八万人の外国人

図表16をご覧下さい。

外国人労働者は、

右肩上

就労が認められていない在留資格であるにもかか 別の内訳です。技能実習が二〇・二%、 動が二三・二を占めています。これらは、原則 資格外活

す。

わらず、

就労者が増えており問題をはらんでいま

(技能) 実習

て、 事の場で実習させるものです ました)。あくまでも開発途上国への技術移転 で、最長五年まで実習を受けることが可能に 技能実習とは、 原則として一年間 外国から技能実習生を受け入れ (最長三年間)、実際 (昨年の制度改正 なり の仕 . (7)

ために設けられた制度であり、実習が終わると、

来、 技能実習生は母国に帰らなければなりません。本 技能実習生は、 日本の労働力としてカウント 15

技能実習生の数が非常に増加し、 研修という建前 するようなものではありません。

しかし、

近年、

と実態がかなり乖離してきています。

私自身、技能実習生の話を聞き、また、

現場も

見せていただきました。 れ、 ありますので、 非常に安い のが実情です。 賃金は本国の給与水準 技能実習生という建前が 具体的に申します iz 抑 えら

一ヶ月の手取りは一〇万円程度で、その半分

時間という許容範囲の中で就業するものです。こ

えません。

というのが一般的なイメージではないかと思いま を本国に送り、残りのお金で質素に暮らしている

す。

このような技能実習のあり方が、果たしてこの

ままでよいのかと感じています。

(資格外活動

資格外活動とは、

典型的には、

留学生が週二八

きているのかという問題があり、 の点に関しては、二八時間の上限が適切に管理で 偽装留学が増え

てきているとも聞いています。

(外国人材の一層の活用のために)

う 13 ない 以上のとおり、 いびつな姿になっています。 在留資格 この外国・ 今は、 人労働者が増加するとい 本来、 就労が認められて

> の在留資格です。しかし、この資格を持った外 日本で就労できる資格とは、専門的・技術的分

こがもっと増えるべきなのですが、一九五二年に 野 国人労働者は一八・六%しかいません。本来はこ

求められている現状に合っていないと言わざるを ないで済めばその方がよいという考え方に基づい て作られています。これでは、外国人材の活用が

制定された今の入国管理法は、外国人は受け入れ

リーがあります。例えばフランス料理の 専門的・技術的分野には、技能というカテゴ 調 理 師 は

す。 が、日本の料理店で働こうとしてもそのようなこ その技能で在留資格を得て日本で仕事ができま 他方、海外の日本料理店で修行した外国人

とはできません。このような制度が、果たして今 の時代に合っていると言えるのでしょうか。

また、 日本の大学を卒業した外国人は、学んだ

 \exists

商では、

外国人材の活用のために、より広く

外国人は、建築分野の職種には就けますが、それ 専門分野に直接関係する職種でないと、 労することはできません。 例えば建築学科を出 日本で就 た

5

以外の分野の仕事には就けないのです。このよう な規制があるために、 日本の大学を出た後、 泣く

す。 泣く本国に帰った外国人がたくさんいるようで

門戸を開くべきであるとする意見書を出していま 言しています。 す。そこでは、中間的な技能人材のような、 い在留資格を作るべきではないかということを提 また、 日本の大学を出た留学生 新し

どうかといったことにも言及しています。この点 日本で就職を希望する者に対して、例えば三 将来のキャリア形成を考える時間を与えては 日本で学んだ分野以外の職種で就労を認 ます。 す。 のとおり、二〇〇九年から二〇一四年の 中

年間、

め

に関しては、政府においてもタスクフォースが設

置され、 れてい ると聞いています。 外国人材に門戸を開く方向で検討が進め

六、事業承継

(中小企業数の減少)

承継です。 中小企業数は年々減少してきています。 もう一つの大きな経営課題は、 中小企業の事業 図 表 18

で、中小企業数は約四〇万者ほど減少して 模事業者数の減少によるものであることがわ グラフをよく見ますと、そのほとんどは かり 小規 ま

特に低いことが挙げられます。 とおり、 小企業数減少の一つの要因として、 日本の場合、 欧米諸国に比べて開業率 商工会議所も、 义 |表 19 創 0

五

年間

業支援に力を入れているのですが、はかばかしく 開業率が上がってこないというのが実情です。

(廃業)

り、 ますと、今後の生産性向上にとって大きなマイナ 優良な企業も含まれています。 その中には、経常利益率が二○%を超えるような よい技術やノウハウを持った中小企業が廃業し 廃業企業の五割は黒字廃業が占めています。

廃業の状況を見てみます。 図表20のとお

日本にあるということです。

日本最古の企業は、金剛組という神社仏閣の建

す。 に創業し、今年は創業一四四〇年に当たります。 築・修理が専門の建設会社です。 変化に対する適応性が高い 同社は五七八年

以上の長寿企業が全国に三万三〇〇〇社あると言 ていますが、その約四割に当たる約三〇〇〇社が は、世界でも七二〇〇社ぐらいしかないと言われ れています。 日本はもともと長寿企業大国で、創業一〇〇年 創業二〇〇年以上の超長寿企業

ことが重要なポイントになるのではないかと考え が、経営のベースになる理念がしっかりしている 長寿の秘密を研究するようなことも行ってい ています。 商工会議所では、このような長寿企業を対象に、 のはもちろんです

いは起こる懸念が高まっているのが、現在の状況

現にそのようなことが起こりつつある、

ある

プライチェーン全体に影響が及ぶことになりま

な一角を占めていた中小企業が廃業しますと、 になります。また、サプライチェーンの中で重要 スになりますし、経済の成長の芽が摘まれること

+

す。

(廃業の理由は後継者不足

次に、なぜ黒字廃業が多いのかを考えたいと思

います。

た。これが、今後の廃業予備軍になるように思いる」が五〇・〇%、「後継者未定」が二一・八%ところ、図表22のとおり、「自分の代で廃業すとの歳以上の経営者にアンケート調査を行った

(事業承継税制の導入)

このような由々しい事態に直面して、昨年の税

の承継は、

親族への承継以上に難しい状況に立

制改正で、事業承継税制の抜本的な改正が行われ

ました。

るつもりはないし、また売ろうとしても通常は売相場がありません。相続をする場合も、株式を売中小企業の場合、一般に株式は非上場で、取引

似業種の上場株式の価格が上がりますと、それにらず、類似業種比準方式で評価されますので、類

れません。そのように、換金性がないにもかか

わ

めるほど、非上場株式の相続負担が過大になって中小企業者は、努力して企業価値を高めれば高つれて評価額が上がってしまうことになります。

の約四割がそうなっています。このような親族外に事業を承継するケースが増えており、事業承継子に継がせようとしても、多大な困難が伴いまきます。この点が改善されないと、中小企業を息きます。この点が改善されないと、中小企業を息

しかし、相続税の免除は実現しませんでした。

制改正要望を出しました。

ち至っています。

中小企業者の中には、

り、日商では、昨年、それに倣って思い切った税 ではないかという強い意見がありました。現にド 将来、事業を清算するときに税を支払えばよいの イツなどでは、そのような考え方が採られてお の譲渡に対する相続税の課税は免除してほしい、

事業用資産としての株式 置として導入されました。これまでの事業承継 ○○件ぐらいにとどまっていました。商工会議 制は使いにくいところがあり、 のピークであることを踏まえ、一〇年間 今回の納税猶予措置は、

件オーダーの新たな納税猶予措置の利用を実現し 取り組んでいきます。これによって、 たいと考えています。 税猶予措置を活用しながら、事業承継の円滑化に 一年で数千

としては、金融機関や税理士と連携し、新たな納

利用件数は年

間

所

するというものです。 相続税の免除には厚い壁がありました。その代わ 個人事業者との公平性の面で問題があるとされ、 いものとなりました。 りに実現したのが、 相続時の納税を一〇〇%猶予 かつては、部分的な納税猶 納税猶予の条件も非常

(経営者の世代交代は生産性向上に寄与)

者が交代していない中小企業に比べて、 率が高くなる傾向にあることを表しています。そ のような意味でも、 図表23は、経営者が交代した中小企業は、 円滑な事業承継が非常に重要 経常利

予に対しても、

雇用維持要件など、

非常に厳

事実上こう

条件がついていたのですが、今回は、

した条件が撤廃され、思い切った税制改正が実現

したものです。

今後一

〇年が事業承

の時 限措

であると言えようかと思います。

七、生産性向上

(中小企業の生産性向上に向けた取り組み)

13

のが実情です。

は、分子の売上げを増加させるか、分母のコストしたいと思います。生産性を向上させるためにここで、中小企業の生産性向上についてお話し

を削減する必要があります。

場での新規顧客の開拓」「新しい商品等の提供」みとしては、「既存市場での取扱量の拡大」「新市図表24のとおり、売上げの増加に向けた取り組

などが行われています。

直し」「時間外労働の削減や長時間労働の抑制」化」「仕入れ先・仕入れ価格・仕入れ商品等の見り組みとしては、「従業員の人材育成・能力強した、図表25のとおり、コスト削減に向けた取

などが行われています。

向上への取り組みの中にはなかなか登場してこな入れておりますが、これらは、中小企業の生産性政府は、設備投資やITの利活用の推進に力を

売機会の損失」などで、人材育成や人材採用が課ションが上がらない」「人手不足による受注・販は、図表26のとおり、「従業員の能力やモチベー中小企業が生産性向上に取り組む上での問題点

題になることが浮き彫りになっています。

(IT化への取り組み)

の取り組み状況を聞きますと、「取り組んでいな中小企業に対するアンケート調査で、ICTへ

い」が三八・七%に上りました。

導入のための費用が高い」「ICT活用のためのまた、ICT化が進まない理由を聞きますと、

推進役となる社員がいない」などが挙げられてい 知識が経営層・管理職員に不足」「ICT活用の

り組みを進めています。こうした取り組みを成功 国では、今、第四次産業革命や Society 5.0の取

促進を図るための計画が打ち出されました。 に当たる一○○万社を対象に、ⅠTツールの導入 ただいています。三年間で、中小企業の三分の一 として、国においてもいろいろな施策を講じてい 在、ITベンダー、 させるためには、中小企業のIT化が急務である 金融機関、 商工会議所などが 現

す。このため、昨年度補正予算で、IT導入補助 金として五〇〇億円が措置されました。

導入を支援しようという取り組みを進めていま

連携し、中小企業にIT化への気付きを与えて、

あると考えています。昔はIT化を進めようとし 今は、IT化への取り組みを進めるチャンスで

> ても、初期投資に金がかかり過ぎるとか、 な人材がいないなどの事情で、なかなかうまくい 専門的

を支払ってクラウドサービスを利用することで、 きませんでした。それが、今や、月に数千円程度

また、専門に通じた人がいなくても、ITの操作 サービスが受けられるようになってきています。 伝票整理をしなくても、自動的に会計処理を行う

が可能な技術環境が整ってきています。 先ほど申し上げたような補助金が予算措置され

ダーが、今は、中小企業のマーケットにしっかり

たことで、以前はあまり熱心でなかったITベン

向き合うようになってきました。

迎えるのではないかと考えています。 中小企業のIT化は、これから大きな転換点を

(ドイツの取り組み)

ドイツでは、Industory 4.0という取り組みを進

をっているという話を聞きました。国あるいは州企業のIT化、IoTを進めるかが大きな課題にドイツでも、日本と同じように、どのように中小いが大きないました。そこで意見交換を行う中で、

めています。

昨年、

商工会議所では、ドイツのC

ションをするようなことも行われているとのことそれを巡回させて中小企業向けにデモンストレーバスの中に簡単なIoTのショールームを作り、政府が相当の精力を投入しており、例えば、大型

開発するようなことが考えられます。実際、そのて、生産工程をリアルタイムで管理するアプリをセンサーを使い、スマホ、Wi-Fiと組み合わせんではどうでしょうか。例えば秋葉原で入手した

なく、安値で外販するような中小企業も出てきてようなアプリを開発し、それを自社で使うだけで

います。

来年一〇月から消費税が引き上げられます。そ

使えますので、無駄のない商品仕入れができるよれを導入しますと、非常に簡単に会計処理ができれを導入しますと、非常に簡単に会計処理ができるようになります。加えて、売り上げの分析にもったができるようになります。

(身の丈IoT)

高いものに取り組むことはできません。中小企業の場合、IoTについても、コストの

うになります。

中小企業の身の丈に合った簡易なIoTに取り組私どもは、身の丈IoTと呼んでおりますが、

八、まとめ

その中で、中小企業の安定と繁栄こそ国家安泰なる一年ほど前に「永野宣言」を出されました。かつて日商の会頭を務めた永野重雄氏は、亡く

の基礎であるとして、中小企業の役割を正当に評

合わさることによって、数百年の風雪に耐える強ます。石垣は、さまざまな大きさや形の石が組み関係にあるとし、それを城の石垣に例えておられ団が必る強さの源泉は大企業と中小企業の補完価すべきであると主張しておられます。そして、

す。ルの「石垣」は、まさにここからきているもので靱な構造になっています。日商の機関誌のタイト

小企業の石垣構造がきちんと機能していくこと経済・社会環境が大きく変わる中、大企業と中

は、ぜひこの点を御理解いただき、御支援を賜りな成長につながると考えられます。商工会議所としては、今後とも中小企業がそうした役割を果たしていけるよう、いろいろな取り組みを展開していきたいと考えています。 南工会議所とが、日本の国際競争力の向上や日本経済の持続的が、日本の国際競争力の向上や日本経済の持続的

私の話は以上で終わらせていただきます。(拍

ますようお願い申し上げます。

手

増井理事長 石田様、どうもありがとうございま

ので、御質問等があればお出しいただきますようへの対応について興味深いお話を伺いました。

すぐにないようでしたら、私の方から二つばかお願いします。

りお伺いしたいと思います。

先ほど、

日本では、

諸外国と比べて開業率が低

が

いというお話がありました。今後のことを考えま

関連して何かお考えになっていることがあればお 作っていかなければならないと思います。これに すと、若者などの開業を支援するための環境を

伺いしたいと思います。

にとっては悪い金融環境ではないように思います 非常に低くなっています。その意味で、中小企業 んが、今、日本では金融緩和が進められ、 もう一つ、お答えいただきづらいかもしれませ 今の金融政策のメリットや問題点について、 金利も

石田 中小企業の方々はどのように感じておられるので ありがとうございます。 まず、 最初の 開業

率の低さに関連して、私見も含めて申しますと、 日本では、一回失敗しますと、二回目のチャレン

> ジが難しいこともあり、 弱 い社会風土があったのではないかと思い もともとチャレンジ精!

す。加えて、今は、ますます起業が難しくなって いるように感じます。新規に開業しようとします

ンスの問題なども含め、一人で全てをカバーしな と、近年、重視されるようになったコンプライア

たといったレベルでは、新たに会社を立ち上げる ければなりません。ちょっとよい技術を思いつい

ようなことは難しいと言わざるをえません。 そうは申しましても、 商工会議所としては、創

業の支援に取り組まなければなりません。このた

家を紹介したり、 め、 会議所では創業支援センターを設置 国や地方公共団体の創業支援策 専門

す。 か を紹介したりするような活動を行っています。 Ĺ 開業率はなかなか上昇しないのが実情で

二つ目の御質問に関しては、今の金融環境は中

だかなり残っているのが実情です。

ころまでは至っておらず、経営者の個人保証はま

いないせいか、現実にこれに即して対応が進むと

資金が回らなくて、大変だといった声はあまり聞 小企業にとって決して悪い状態ではありません。

きません。

イドラインが策定されましたが、 の問題は、 その意味で、中小企業にとって金融関係で最大 経営者の 個人保証です。 あまり知ら 個 人保証 れて 0 ガ

手

業を承継する場合、 で引き継ぐのかという問題が出てきます。 人保証 の問題が解消しませんと、 従業員が経営者の 個 親族外に事 人保 事業承 証

ま

題として残っているように思います。 継の円滑化を図る上で、この点が非常に大きな問

増井理事長 御質問等はございますか。 ありがとうございました。 よろしいでしょう その 他に

か。

でいただきましてありがとうございました。(拍 ていただきます。 たりで本日の それでは、 ほぼ定刻になりましたので、このあ 「資本市場を考える会」を終わらせ 石田様には、お忙しい中をお

(いしだ とおる・日本商工会議所専務理事

の要旨を整理したものであり、文責は当研究所にある。本稿は、平成三○年五月二一日に開催した講演会での講 演

中小企業の位置付けと経営課題

石 田 徹 氏

略 歴

昭和50年3月 東京大学法学部卒業

昭和50年4月 通商産業省(現経済産業省)入省

平成12年4月 内閣総理大臣秘書官

平成14年7月 経済産業省大臣官房審議官(政策総合調整担当)

平成15年7月 / 大臣官房総括審議官

平成17年9月 / 貿易経済協力局長

平成19年7月 / 産業技術環境局長

平成20年7月 ヶ 資源エネルギー庁長官

平成23年1月 東京電力(株)顧問

平成25年6月 日本アルコール販売(株)取締役

平成27年12月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事(現任)

平成28年6月 東京中小企業投資育成(株)社外監査役(現任)

平成28年6月 (株) 東京流通センター社外取締役 (現任)